

接続ルールの見直しに関する意見書

平成12年12月4日

電 気 通 信 審 議 会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 104-8508

とうきょうとちゅうおうくはっちょうぼり ちょうめ ばん ごう

住 所 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

にっぽんで れ こ む かぶしきがいしゃ

氏 名 日本テレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう むら かみ はる お

代表取締役社長 村上 春雄

担 当 経営企画部 担当部長 白石 規哲
経営企画部 吉野 充信

(電話番号) (03) 4288-8013

(メールアドレス) myoshino@japan-telecom.co.jp

一次答申草案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

< 総論 >

指定電気通信設備の定義に基づく「接続ルール」が導入されて以降、インターネット等データ伝送サービスの普及など大きな環境の変化が起こっていると共に、現行制度における問題点も明らかになってきており、接続事業者である当社としては、ルールの見直しが急務であると認識しております。そのような状況の中、今回の答申草案において、光ファイバ設備の指定電気通信設備化・アンバンドル化や、接続料と利用者料金との関係等について取り上げられたことは、公正競争を促し、低廉で高速な回線を提供することによって我が国でのＩＴ革命を推進する上で、その意義を大きく評価致します。

また、接続ルールの見直しにあたり、このような形で意見を提出する機会を与えていただいたことを厚くお礼申し上げます。

しかしながら、更に考慮して頂きたい点もあると考えており、下記の通り各論にて具体的意見及び要望を述べさせて頂いておりますので、宜しくお取り計らいの程お願い致します。

< 各論 >

第 章 指定電気通信設備の範囲

第 1 節 移動体通信事業者の設備の扱い

3 考え方

(3) 移動体通信市場における市場支配力等に着目したルール (P . 1 4)

一方で、市場支配力を有さない事業者間の接続については、当事者間での交渉力の差も市場支配力を有する事業者との交渉の場合と比べて顕著ではないと考えられると共に、手続きの簡素化は自由なビジネス展開を促進することが期待されることから、現行において個別協議の上で接続協定を締結し許可を受けている制度を、一定の条件の下で届出制とし、規制の緩和を行うべきと考えられる。

【弊社意見及び要望】

本項目は、移動体通信事業に関するものですが、市場支配力を有さない固定系事業者についても、同様に届出化が行われることを明示していただくことを要望します。

第 2 節 光ファイバ設備の扱い

3 考え方

(2) 光ファイバ設備への長期増分費用方式の適用について (P . 2 0)

光ファイバ設備については、中継伝送共用機能には平成 1 2 年度より長期増分費用方式が適用されることとなっているものの、中継伝送専用機能及び端末系伝送路設備については適用が行われないことと整理されている。
長期増分費用方式の適用が行われない部分については、少なくとも当面は、透明な手続きの中で、実際費用方式による適正な原価算定を行うこととする。

【弊社意見及び要望】

今回の議論の範囲ではありませんが、中継伝送専用機能及び端末系伝送路設備、専用線（交換伝送機能）についても、以下の理由により長期増分費用が導入されるべきと考えます。

専用線（交換伝送機能）について、現在の N T T 地域会社専用線のアクセスチャージ（特に局間専用線）は高額であり、インターネットの高速接続等の需要が高まっている状況を考慮すると、専用線アクセスチャージの引き下げにより、ユーザー料金の低廉化を図るべきと考えます。また、接続料金がユーザー料金を上回る例もあり、これを是正する必要もあると考えます。

中継伝送専用機能については、ヒストリカルベースで算定される中継伝送機能専用型と長期増分費用方式ベースの中継伝送機能共用型との料金格差が発生し、専用線としてバルクで調達する前者が、呼ごとに利用する後者より高くなるという、不自然な状態が発生します。これにより各社の G C 接続の意味がなくなるおそれがあり、そうした場合、N T T 地域会社・接続利用者双方に G C 接続取り止めに関する変更費用が発生することになり、その結果はユーザー料金に反映され

ることになります。

端末系伝送路設備については、当該設備がすべてのサービスの足回りとなる上に、今後DSL普及等我が国でのIT革命の推進に向け、ユーザー向け価格の低下が市場からの要請となっていると考えます。

(3) 光ファイバ設備を接続の為に設置する義務について (P.21)

一般論で言えば、光ファイバ設備が既に存在する場合には、接続請求に応じる義務があり、光ファイバ設備が存在しない場合にはそのような義務はないと考えることが妥当である。

【弊社意見及び要望】

接続事業者にとって、あるエリアでの設備設置時期が分からない場合、当該エリアでの営業活動を適宜始めることはできず、必ずNTT地域会社のサービスが先行することとなります。また、設備設置時期まで個別顧客ごとに複数回、調査依頼（接続要望）を出すことも想定されますが、これはNTT/接続事業者双方にとって煩雑なものとなります。したがって、今後の光ファイバ設置計画の開示が行われることが望ましいと考えます。

なお、「光ファイバ設備が存在しない」箇所は、き線部分についてであり、需要が発生する毎に設置する配線部分についてはこの限りでないと認識しております。

第3節 中継系伝送設備等の扱い

3 考え方 (P.25)

(3) 但し、接続事業者がDSLサービスに際してNTT東日本・西日本の建物にコロケーションするDSLAMやルータのような、競争的に供給が受けられるような局内設備については、他事業者も容易に調達、設置できることから、設備の代替性が強いため、指定電気通信設備に含める必要はないと考えられる。なお、このような性格の設備の具体的な内容については、今後郵政大臣の告示により明確にする必要がある。

【弊社意見及び要望】

接続事業者は実際の接続において、設備をコロケーションする第二種サービスだけでなく、中継階梯でNTT地域会社と接続する第一種サービスを利用することも多いことから、NTT地域会社の設置するDSLAMやルータも含め、全体として指定設備とすべきと考えます。

第 章 光ファイバ設備の細分化（アンバンドル）

3 考え方（P.29）

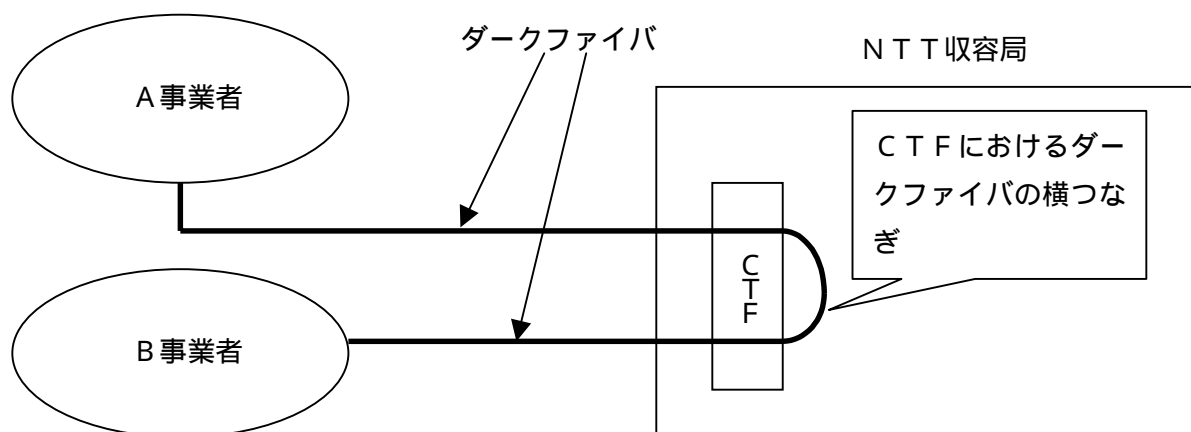
- （１）光ファイバ設備との接続については、需要が顕在化してきていること、その中で接続の請求への拒否が行われるなど円滑な接続が実現していないこと、これにより、今後高速サービスの提供のための基幹的な位置付けを持つ、不可欠設備である光ファイバ設備が適正な条件で提供されない状況が生じていることから、事業者間の個別協議に委ねることは適切ではなく、端末伝走路設備、中継伝送路設備の各々について、伝送装置を介さないアンバンドルされた形態での接続が行われることを早急に確保すべきである。
- （２）光ファイバ設備のアンバンドルが制度的に確立されるためには、光信号の伝送に係る主配電盤等における技術的条件が接続約款に記載されると共に、端末伝送路設備と中継伝送路設備の双方について接続料が接続約款に明示されることが必要であり、そのための郵政省令の改正が早急に行われる必要がある。
- （３）他方、ＮＴＴ東日本・西日本は利用者の光ファイバ設備への需要に応えるために近い将来「光・ＩＰ接続サービス」の提供を予定しているとのことであり、（２）で述べた郵政省令の改正が行われる迄の間であっても、自サービスの開始時期を目途に、光ファイバ設備の他事業者に対するアンバンドルされた形態での接続がＮＴＴ東日本・西日本において緊急に確保されるべきである。
- （４）その際の接続料については、ＮＴＴ東日本・西日本により光ファイバ設備について地域毎に異なる料金を設定することの可能性につき意見が出されており、その是非についても引き続き審議会において検討していく必要があるが、検討の結論が出る迄の間は、現行ルールに則って地域毎に差異を設けない均一料金とすべきである。
- （５）ＮＴＴ東日本・西日本においては、接続事業者において光ファイバ設備との接続が速やかに行えるエリアを把握できるように、光ファイバ設備の敷設状況に関する情報開示を速やかに行う必要がある。併せて、これに関連して必要なルールの作成に向けて、今後広く意見を徴して取組みを行うべきである。

【弊社意見及び要望】

内容について、賛同いたします。しかしながら、下記に述べるＣＴＦにおける「横つなぎ」について、明示していただきますよう要望いたします。

＜ダークファイバの横つなぎの例＞

下記の接続が可能となった場合、Ａ事業者－Ｂ事業者間において、接続用伝走路の構築が容易となり、接続事業者のネットワークの柔軟な構築が促進される上、伝送容量の変更の際、ＮＴＴ地域会社の稼働は不要となります。



第 章 接続料と利用者料金との関係

第 1 節 接続料と定額的な利用者料金等の水準

3 考え方（P.32）

（２）なお、個別の料金をより大括りでみた単位（例えば、「電話の通話料」などの単位毎）に利用者料金が全体として接続料を下回っている場合には公正競争条件が確保できない場合もあると考えられることから、平成 11 年から N T T 東日本・西日本によりその検証が行われている。各役務の基本料・通信料等の区分毎における両者の関係については、今後とも検証を継続し、接続会計において内部相互補助がなされていないが、N T T 東日本・西日本においてこれに関する情報開示を行い、社会的な評価を仰ぐべきである。

【弊社意見及び要望】

- (a) 各役務の基本料・通信料等の区分毎における利用者料金と接続料との関係については、未だに正式な形で公表されたことはありません。早急に開示し、内容のチェックが行われるべきと考えます。
- (b) また、接続会計の結果は、N T T の接続会計報告では、小売りコストを含める N T T ユーザーサービスが提供できないことを示しています（管理部門＝黒字、利用部門＝赤字）。詳細な内部相互補助チェックにおいて問題点が明らかになった場合、接続料金とユーザー料金両者については是正措置を図ることを明示すべきと考えます。

第 章 その他

1 接続関連費用の負担の考え方（現行の網改造料によって費用が負担されている機能について）（P. 35）

現在、接続料には、各事業者の利用に応じて費用を負担する「網使用料」と、特定の事業者が個別に負担する「網改造料」との区別があるが、これらの区分の妥当性をこれまでの実績等も参考にして再検証し、どこまでを利用に応じた負担とするかについて今後検討していく必要がある。

3 網機能提供計画（P. 35）

網機能提供計画については、その意義があることを前提とした意見がある一方で、その見直しを主張する意見もある。どういった場合に必要性があり、どういった場合に必要性がないかについて今後具体的に検討していく必要がある。

【弊社意見及び要望】

今回、「今後検討」とされた事項については、その結論を得る時期を明確にし、引き続き検討の場を設けるべきと考えます。具体的には、来年度の接続約款変更（料金等の大幅な変更）時期に間に合うように検討が行われるべきと考えます。

4 接続制度の定期的な見直し（P. 36）

接続制度の見直しについては、電気通信分野の変化の激しさに鑑み、今後定期的に見直しを行う必要がある。次回の見直しを何時行うかについては最終答申までに結論を得ることが適当である。

【弊社意見及び要望】

当社としては2年後が適当であると考えます。その間においても、これまで実施してきたように、接続約款の申請・認可時に省令で実施できる範囲内で随時実行していくべきと考えます。

以上